

人間ドック



去年から人間ドックを受けるようになり、今年、2回目の検査を受けてきました。

検査当日、胸部のレントゲンをみたお医者さんが「肺に影がありますねえ」と言っていたので、ビクビクしながら検査結果を

待っていたのですが、特に問題はありませんでした。

激しい運動は避けた方がよいのかなと思い、検査結果が出るまでの2週間ジョギングを控えていたので、すっかり体がなまり、もとの運動不足の状態に戻ってしまいました。

またゼロからのスタートですが、ぼちぼち頑張りたいです。

弁護士に対する懲戒請求

お友達の弁護士が大量に懲戒請求を受けていました。

弁護士法では、「品位を失うべき非行」があると、弁護士が懲戒されることがあり、戒告や業務停止などの処分を受けたりします。

典型的な例は、依頼者から預かったお金を着服してしまうようなケースですが、私のお友達の場合は、ツイッターでの発言が気に入らないからというもので完全にとぼっちりです。

時効間近の相談

時効が間近に迫っている案件の相談を受けました。時効は権利の種類ごとに期間が決まっています、例えば、不法行為による損害賠償請求の場合（不貞行為の慰謝料請求や、交通事故の損害賠償請求など）は、損害、加害者を知ったときから3年で時効になってしまいます。

この期限があと2週間に迫っている事案の相談でしたので、とても緊張感がありました。

時効期限までに内容証明を出して慰謝料を請求しておけば、とりあえずは6か月間の猶予ができるので、その間に交渉をまとめるか訴訟提起をすることになります。

交渉がまとまるということは相手が支払いの意思を示すことですので、それ以降、時効は関係なくなります。また、訴訟提起をすると時効期間は中断するので、あとはじっくり裁判手続を進めていけばよいことになります。

いずれにしても、時効が迫った案件は、けっこうバタバタするので余裕をもって相談にきてほしいです。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設